

「福岡働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されます。

罰則付きの時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の確実な取得、同一労働同一賃金ガイドラインへの対応や労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の**専門家が無料でご相談に応じます。**

電話、メール、来所により相談を受付

【福岡働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話：0800-888-1699（フリーダイヤル）

メール：fukuoka-hatarakikata@lec-jp.com

住所：福岡市中央区天神1-10-13

天神MMTビル7階

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

URL <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-fukuoka/>

- ▶ ご希望に応じて、**専門家が企業に個別訪問することも可能**です。
- ▶ **出張相談会・セミナーへの講師派遣も行っています**のでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

等

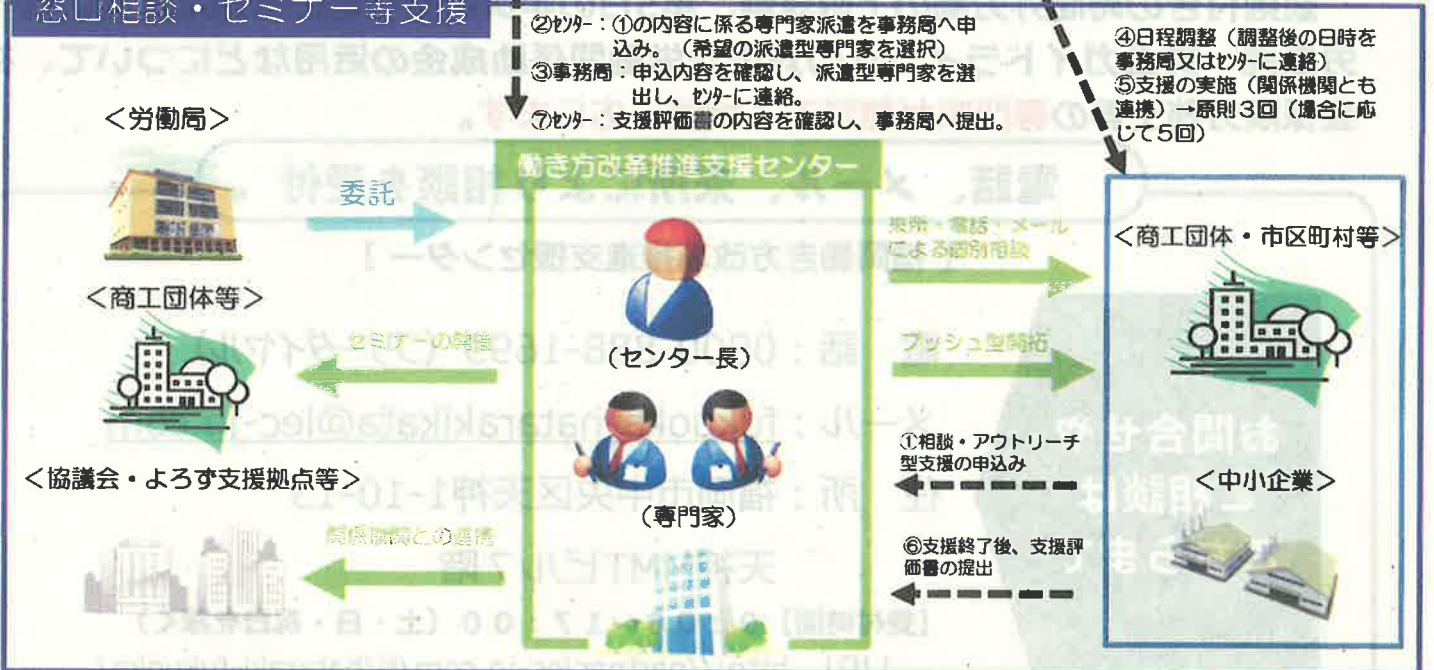


平成31年度働き方改革推進支援センター全体像

専門家派遣事業



窓口相談・セミナー等支援



福岡働き方改革推進支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-13 天神MMTビル7階

電話番号 0800-888-1699(フリーダイヤル)

メール fukuoka-hatarakikata@lec-jp.com

開所時間 9時00分～17時00分まで(土・日・祝日を除く)

開設日 平成30年4月17日(火)

URL <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-fukuoka/>

